

一般社団法人 鳥取卓球連盟 処分規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人鳥取卓球連盟（以下「本連盟」という）倫理規程に掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、規程違反に対する処分を定めることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程の適用範囲は、倫理規程第2条に規定する社員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに本連盟の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の当連盟関係者（以下「関係者等」という）とする。

第3条（違反行為）

本規程の定める違反行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- （1）広く公益実現に寄与すべき当法人の目的に従わず、又は公序良俗等の社会規範から逸脱し、本連盟の社会的信用を損なう行為
- （2）関係法令又は本連盟の定める定款、倫理規程及びその他の規程に違反する行為
- （3）補助金、助成金等の不正受給、脱税その他経理処理に関する不正な行為
- （4）職務上の地位を利用して不正に利益を得たり、又は供与したりする行為
- （5）パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別等の人権を損なう行為

2 ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

第4条（処分）

本連盟は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に応じて、次の処分をすることができる。

（1）社員、役員に対する処分

- 指 導 口頭又は書面による注意で是正を求める
- 勧 告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める
- 解 任 書面での通知をもってその役職を解く

（2）職員に対する処分

就業規則に定める懲戒処分とする

（3）登録を行っている者に対する処分

- 指 導 口頭又は書面による注意で是正を求める
- 勧 告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める
- 資格停止 書面による通知をもってその程度により資格を無期限停止、又は有限期間停止する

資格剥奪 書面での通知をもってその登録を抹消する

その他 競技会への出場禁止、始末書の提出他

(4) その他の本協会関係者に対する処分

指 導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勸 告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

2 ドーピングに関する違反行為に対する処分は、日本アンチ・ドーピング規程による。

3 定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規定による。

第5条（手続）

処分の対象となる事案が判明した場合、理事会は、内容について審議し、決議を経て処分を決定する。

2 前条（1）社員、役員に対する処分のうち、解任においては、定款第10条及び30条の定めに従う。

3 当該処分の対象となる者にはあらかじめ通知するとともに、理事会（前項の場合は及び社員総会）において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第6条（不服申立）

本連盟の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づき仲裁を申し立てることができる。

第7条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年3月7日制定、令和3年3月25日から施行する。

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人鳥取県卓球連盟（以下「本連盟」という）の組織運営及び事業遂行に関わる全ての関係者の倫理に関する事項を定めることにより、本連盟の目的や事業遂行の公正さに対する疑惑や不信の防止を図り、以て本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程の適用範囲は、社員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに本連盟の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の本連盟関係者（以下「関係者等」という）であり、それぞれ次の各号のとおりとする。

- （1）社員とは、定款第5条に定める正会員をいう。
- （2）役員とは、定款第25条に定める理事及び監事をいう。
- （3）職員とは、定款第62条に定める事務局職員をいう。
- （4）本連盟の諸制度に基づき登録等を行っている者とは、本連盟に登録する審判員、指導者及び選手をいう。
- （6）その他の本連盟関係者とは、本会の運営に関わる者をいう。

第3条（組織の使命及び社会的責任）

本連盟の役職員等及び関係者等は、本連盟の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営を誠実に履行しなければならない。また常に公平且つ誠実に事業運営に当たり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第4条（信頼の確保と責任）

本連盟の役職員等及び関係者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するような責任ある行動をとらなければならない。

第5条（人権の尊重）

本連盟の役職員等及び関係者等は、暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント全般の行為、さらに合理的でない区別及び差別を行ってはならない。

第6条（私的利益の禁止）

本連盟の役職員等及び関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

第7条（利益相反の防止及び開示）

本連盟の役職員等及び関係者等は、その職務の執行に際し、本連盟と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

第 8 条（個人情報の保護）

本連盟の役員等及び関係者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。業務上知り得た個人の氏名、年齢及び住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第 9 条（適正な経理処理）

本連盟の役員等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、定款第 5 6 条に従い適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

第 10 条（情報開示及び説明責任）

本連盟の役員等及び関係者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示に努めなければならない。

第 11 条（薬物の使用禁止）

本連盟の役員等及び関係者等は、ドーピングや違法薬物の使用等の行為を行ってはならない。

第 12 条（反社会的行為の禁止）

本連盟の役員等及び関係者等は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

第 13 条（本規程の具体的内容）

本規程の具体的内容については、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「倫理に関するガイドライン」（参考資料参照）に基づくものとする。

第 14 条（法令等の遵守）

本連盟の役員等及び関係者等は、関係法令及び本連盟の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

第 15 条（研鑽）

本連盟の役員等及び関係者等は、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第 16 条（その他）

本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

第 17 条（規程の改廃）

本規程の改廃は理事会の決議を要する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 7 日制定、令和 3 年 3 月 2 5 日から施行する。